

教 育 民 生 委 員 会 記 録

| | |
|-----------|---|
| 開 会 年 月 日 | 平成 27 年 3 月 20 日 |
| 開 会 時 刻 | 午前 11 時 39 分 |
| 閉 会 時 刻 | 午前 11 時 48 分 |
| 出 席 委 員 名 | ◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司 |
| | 吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 工村一三 |
| | 中山裕司 |
| | 小山敏 議長 |
| 欠 席 委 員 名 | なし |
| 署 名 者 | 楠木宏彦 鈴木豊司 |
| 担 当 書 記 | 中川浩良 |
| 審 議 議 案 | 議案第 54 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について |
| 説 明 員 | 健康福祉部長 健康福祉部次長 医療保険課長 医療保険課副参事 |
| | ほか関係参与 |
| | |
| | |
| | |

審査結果並びに経過

中村委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、「議案第 54 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とし、全会一致をもって可決すべしと決定した。

また、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前 11 時 39 分

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから教育民生委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。会議録署名者 2 名を、委員長において、楠木委員、鈴木委員の御両名をお願いいたします。

本日、御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして審査付託を受けました「議案第54号 国民健康保険条例の一部改正について」であります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【議案第54号 国民健康保険条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

それでは、「議案第54号国民健康保険条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いいたします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ただいま上程されております伊勢市国民健康保険条例の一部改正、これは国民健康保険料の賦課限度額を81万円から85万円に引き上げるとのことと、低所得者の保険料軽減に関して所得判定基準を引き上げると、今副市長から御提案があったとおりでんすけれども、この改正は所得の高い方々の保険料を引き上げ、低所得者層の負担軽減を図るものだ

というふうに言われておりますけれども、そこで質問させていただきたいのは、まず1つ目は、所得の高い層で賦課限度額の引き上げにより保険料が引き上げられることになりまして、その引き上げられる額ですね、どの程度の収入があると保険料引き上げの対象になるのかということと、その引き上げの対象になる世帯の数と割合を教えてください。

◎中村豊治委員長

医療保険課副参事。

●山神医療保険課副参事

楠木委員の御質問にお答えいたします。

今回の賦課限度額の引き上げ改正により、保険料総額は最大81万円から85万円、4万円の値上がりとなります。国の単身世帯のモデルでは概ね給与収入890万、給与所得に換算しますと680万以上の方々が賦課限度額に達すると推定されております。当市についても試算しました結果、概ね給与収入972万以上、給与所得に換算しますと754万以上の方々が賦課限度額に達する見込みでございます。

また、もう2点目の世帯と割合というお話ですが、この引き上げにより1万9,780世帯中320世帯、全体では約1.6%の世帯の方々の負担がふえる見込みとなっております。

なお、今回の数値につきましては、平成25年中の所得を基に試算しておりますので、正確な数値については、平成26年中所得となりますので、今後若干の数値の変動があるかと思っておりますが、その点御留意のほどお願いいたします。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、わかりました。

それで、次にですね、所得判定基準、これの引き上げによって保険料が軽減されるという場合があるわけですが、この対象になる方々の数はどの程度ふえるのでしょうか、実数とパーセンテージであげていただければと思いますが。

◎中村豊治委員長

医療保険課副参事。

●山神医療保険課副参事

引き続き、楠木委員の御質問にお答えいたします。

当市の軽減対象世帯数ですが、平成26年度当初における対象数は2万36世帯中8,770世帯でしたが、平成27年度の保険料試算段階での対象数は1万9,782世帯中1万826世帯と見込んでおります。

この改正により2,056世帯の増加となり、その割合としましては平成26年度は43.7%、

平成27年度は54.7%で、約11%の増加となる見込みでございます。

◎中村豊治委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。

この今回のですね、この所得判定基準の引き上げということで、これ昨年比べて11ポイント多い方々が引き下げられるということなんですけれども、このトータルとしてですね、どうなるのかということなんですけれども、26年度は10億円の基金の投入によって、一人当たり1万7,000円ほど下がっていると、この今回、27年度ではですね、若干上がることになっているわけなんですけれども、トータルとしてこの改正をすることによって国民健康保険料の上昇がどの程度抑えられるのかということをお聞きしたいんですけれども。

ですから、この条例改正をしなければどうなるのか、した場合にはどうなるのかということについて、お伺いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

医療保険課副参事。

●山神医療保険課副参事

御質問にお答えいたします。

この改正を反映した平成27年度の平均保険料は1世帯当たり年間17万3,539円、一人当たりで年間11万1,244円となります。

そして、改正がなかったとした場合の平均保険料は1世帯当たり年間17万7,895円、一人当たり年間11万4,044円で、この改正により差し引き1世帯当たり4,356円、一人当たり2,800円の減額になると見込んでおります。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、どうもありがとうございます。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
委員間の自由討議についてはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

よろしいですね。
自由討議もないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第54号 伊勢市国民健康保険料条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、異議なしと認めそのように決定をいたしました。
以上で付託案件の審査は終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。
御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会をさせていただきます。

閉会 午前11時48分

上記署名する。

平成27年3月20日

委員長

委員

委員